

港湾法に基づく監督処分公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第1項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命ずる。

平成21年5月26日

石川県知事 谷本正憲

1 行うべき措置の内容

船舶の放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定(平成20年石川県告示第423号)により指定した区域(大野川航路周辺地区に限る。)に捨てられ、又は放置されている別表に掲げる船舶及び工作物の撤去

2 当該措置の実施

当該措置を行うべき者が、平成21年6月26日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

区分	整理番号	種別	船舶検査済票番号	捨てられ、又は放置されている場所	備考
船舶	8	モーターボート	244-10637	粟崎橋下流左岸	
	118-3	〃	不明	清湖大橋右岸	
	133	〃	244-6031	新川橋下流左岸	「潮里丸」と記載あり
	138	〃	244-7638	木谷公園付近	
	139	〃	244-6178	機具橋下流左岸	
	142	〃	244-7318	清湖大橋右岸	
工作物	整理番号8の船舶に付随する工作物				
	整理番号138の船舶に付随する工作物				

備考

整理番号は、石川県金沢港湾事務所が付した番号である。